

教育委員会

教育公安委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月7日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
施設整備室	県立学校整備事業	3
教職員給与課	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案	6
幼保推進課	わか杉っ子！育ちと学び支援事業	16
義務教育課	生徒指導総合支援事業	18
	学校支援スタッフ配置事業	20
	公立学校情報機器整備事業	22
	特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	23
高校教育課	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案	26
全国高等学校総合文化祭推進室	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業	28
生涯学習課	(新) 旧奈良家住宅保存修理事業	30

県立学校整備事業

施設整備室

1 横手高校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和7年度事業
- ・実施工事等 体育館棟改築、弓道場改修
 - ・予算額 687,609千円
(償 618,800千円 ⊖ 68,809千円)
内訳 ・工事請負費 677,299千円
・委託料等 10,310千円
- (3) 継続費の状況
- ・設定期間 令和2～10年度
 - ・継続費総額 7,433,148千円
- (4) 全体事業費 約7.7億円



2 大曲高校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和7年度事業
- ・実施工事等 旧校舎棟解体、第1体育館・武道場棟改築
 - ・予算額 590,899千円
(償 531,800千円 ⊖ 59,099千円)
内訳 ・工事請負費 579,410千円
・委託料等 11,489千円
- (3) 継続費の状況
- ・設定期間 令和3～10年度
 - ・継続費総額 7,245,357千円
- (4) 全体事業費 約7.5億円



3 金足農業高校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和7年度事業
- ・実施工事等 管理・教室棟改築
 - ・予算額 753,293千円
(国 25,632千円 債 654,800千円 差 72,861千円)
 - 内訳
 - ・工事請負費 735,203千円
 - ・委託料等 18,090千円
- (3) 債務負担行為 (令和6年度設定)
- ・対象工事等 管理・教室棟改築
 - ・設定期間 令和7～9年度
 - ・限度額 3,648,460千円
- (4) 全体事業費 約92億円



4 湯沢高校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和7年度事業
- ・実施工事等 教室・管理棟改築
 - ・予算額 1,407,049千円
(国 10,256千円 債 1,257,000千円 差 139,793千円)
 - 内訳
 - ・工事請負費 1,379,514千円
 - ・委託料等 27,535千円
- (3) 債務負担行為 (令和6年度設定)
- ・対象工事等 教室・管理棟改築
 - ・設定期間 令和7～8年度
 - ・限度額 2,726,154千円
- (4) 全体事業費 約70億円



5 栗田支援学校

- (1) 事業概要 現敷地に新校舎等を整備する。
- (2) 令和7年度事業
- ・実施工事等 食堂・厨房棟増築・改修
 - ・予算額 135,729千円
(国 11,599千円 債 111,100千円 ー 13,030千円)
内訳 ・工事請負費 132,597千円
・委託料等 3,132千円
- (3) 債務負担行為 (令和6年度設定)
- ・対象工事等 食堂・厨房棟増築・改修
 - ・設定期間 令和7年度
 - ・限度額 135,232千円
- (4) 全体事業費 約58億円



市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案【議案第 9 6 号】

教職員給与課

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、給料表の号給構成、扶養手当の額、通勤手当支給限度額及び寒冷地手当の支給対象職員を改めるとともに、一般職の国家公務員に準じ勤務時間の割振りの要件を緩和する等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 第 1 条による改正

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 2 8 年秋田県条例第 5 9 号）の一部改正

① 給料

給料表の号給構成を改める。（条例別表第 1 ～別表第 3 関係）

② 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の支給額を 1 3, 0 0 0 円（現行 1 0, 0 0 0 円）に引き上げる。（第 1 4 条関係）

③ 地域手当

地域手当の級地の区分を 5 区分（現行 7 区分）とし、支給割合を改める。（第 1 5 条の 2 第 2 項関係）

④ 通勤手当

ア 通勤手当の 1 月当たりの支給額について、交通機関等に係る通勤手当及び交通用具等に係る通勤手当並びに特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 1 5 0, 0 0 0 円とする。（第 1 6 条関係）

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の要件のうち、特別急行列車等の利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであるとする要件を廃止する。（第 1 6 条関係）

⑤ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員にも単身赴任手当を支給する。（第16条の2第3項関係）

⑥ 管理職員特別勤務手当

災害への対処、その他緊急の必要により平日の深夜に勤務をした管理又は監督の地位にある職員に支給される管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を平日の午後10時から翌日の午前5時まで（現行は平日の午前0時から午前5時まで）とする。（第21条の2関係）

⑦ 寒冷地手当

寒冷地手当について、次に掲げる地域に在勤又は居住する職員若しくは教育委員会規則で定める基準に適合する公署に在勤する職員に支給する。（第24条及び別表第5関係）

秋田市（旧河辺町及び旧雄和町の区域に限る。）
 能代市（旧二ツ井町の区域に限る。）
 横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、
 由利本荘市（旧矢島町、旧鳥海町及び旧東由利町の区域に限る。）
 潟上市（旧昭和町及び旧飯田川町の区域に限る。）
 大仙市、北秋田市、仙北市、鹿角郡、北秋田郡、
 山本郡のうち藤里町、三種町（旧琴丘町及び旧山本町の区域に限る。）及び八峰町
 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町
 仙北郡、雄勝郡

（参考）寒冷地手当の経過措置について

上記以外の職員について、3年間の経過措置を設けることとし、次の表に掲げる額を支給する。

世帯等の区分		経過措置（月額）		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
世帯主である職員	扶養親族のある職員	14,850円	9,900円	4,950円
	扶養親族のない職員	8,550円	5,700円	2,850円
その他の職員		6,150円	4,100円	2,050円

⑧ 定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当

定年前再任用短時間勤務職員に住居手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給する。（第25条の2関係）

⑨ フレックスタイム制の拡充

公務の運営に支障がないと認める場合には、勤務時間を割り振ることができることとともに、週休日のほかに勤務しない日を設けることができることとする。（第28条の2関係）

（2）第2条による改正

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田県条例第44号）の一部改正

暫定再任用職員に住居手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給する。
（附則第8項関係）

3 施行期日等

（1）令和7年4月1日

（2）この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

新	
第十三条 略	
2・3 略	
4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四第一項の規定に基づく週休日並びに第二十八条の二第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基準として日割りにより計算する。	
（扶養手当）	
第十四条 略	
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	
3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族一人につき六千五百円	
4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	
5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	
第十五条 削除	

旧	
第十三条 略	
2・3 略	
4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数	
を	
差し引いた日数を基準として日割りにより計算する。	
（扶養手当）	
第十四条 略	
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	
一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	
二 六 略	
3 扶養手当の月額、前項第一号及び第三号から第六号	
（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。	
4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	
第十五条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を県の教育委員会に届け出なければならない。	
一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合	
二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）	
2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	
3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からの支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。	
一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合	
二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による	

第十五条の二 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一・二 略 三 三級地 百分の十二 四 四級地 百分の八 五 五級地 百分の四	3 略	第十五条の三 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 一 略 二 第十六条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（公舎その他の住宅で教育委員会規則で定めるものを除く。）を借り受け、月額一万二千元を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるもの 2・3 略	第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することが著しく困難である職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。） 二・三 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第四項において「運賃等相当額」という。）	二 略 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める区分に応じ、前二号に定める額	3 第一号に定める額又は前号に定める額 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で教育委員会規則で定めるものうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「特別急行列車等」という。）
第十五条の二 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一・二 略 三 三級地 百分の十五 四 四級地 百分の十二 五 五級地 百分の十 六 六級地 百分の六 七 七級地 百分の三	3 略	第十五条の三 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 一 略 二 第十六条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（公舎その他の住宅で教育委員会規則で定めるものを除く。）を借り受け、月額一万二千元を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるもの 2・3 略	第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することが著しく困難である職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。） 二・三 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）	二 略 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）	3 第一号に定める額又は前号に定める額 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で教育委員会規則で定めるものうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号において「特別急行列車等」という。）でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額か

ら運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 特別急行列車等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）	4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額とする。
	5 通勤手当は、支給単位期間（教育委員会規則で定める通勤手当にあつては、教育委員会規則で定める期間）に係る最初の月（第三項第一号の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月）の教育委員会規則で定める日に支給する。
	6 略
	略
	（単身赴任手当）
	第十六条の二 略
新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと	
疾病その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該職員となつた直前の住居から当該職員となつた直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	に伴い、住居を移転し、父母の同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該職員となつた直前の住居から当該職員となつた直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
	その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
	その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
	その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
	その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
	その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
第十七条の三 略	
二 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他教育委員会規則で定める者から引き続き職員となつてへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）、新たにへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当することとなつた日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。	
三 略	
（管理職員特別勤務手当）	
第二十一条の二 第十三条の三第一項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四第一項の規定に基づく週休日若しくは第二十八条の二第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支	

ら運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が四万円を超えるときは、支給単位期間につき、四万円に支給単位期間の月数乗じて得た額（当該職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が四万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、四万円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額）	4 通勤手当は、支給単位期間（教育委員会規則で定める通勤手当にあつては、教育委員会規則で定める期間）に係る最初の月（前項の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月）の教育委員会規則で定める日に支給する。
	5 略
	略
	（単身赴任手当）
	第十六条の二 略
	略
一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他教育委員会規則で定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該職員となつた直前の住居から当該職員となつた直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）、新たにへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当することとなつた日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。	
三 略	
（管理職員特別勤務手当）	
第二十一条の二 第十三条の三第一項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支	

給する。

2 前項に規定する場合のほか、第十三条の第三項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の五十を乗じて得た額）とする。
一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千元を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

2 略

4 略

（寒冷地手当）
第二十四条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。

- 一 別表第五に掲げる地域に在勤する職員
- 二 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し又は居住する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員
（一）教育委員会規則で定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員
（二）（一）に掲げる職員以外の職員のうち別表第五に掲げる地域に居住する職員
（三）（一）及び（二）に掲げる職員以外の職員のうち教育委員会規則で定める職員

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる職員の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職員の区分		世帯主である職員		その他の職員
世帯等の区分		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
前項第一号並びに第二号（一）及び（二）に掲げる職員	一九、八〇〇円	員	員	八、二〇〇円
前項第二号（三）に掲げる職員	二九、四〇〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額	員	員	一六、二〇〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額

3 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）
第二十五条の二 第六条第三項から第十項まで、第七条、第十四条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（週休日及び勤務時間の割振り等）
第二十八条の二 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第三項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、市町村の教育委員会は、育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 略

3 市町村の教育委員会は、職員（県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員

給する。

2 前項に規定する場合のほか、第十三条の第三項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間（であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。）

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千元を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の五十を乗じて得た額

2 略

4 略

（寒冷地手当）
第二十四条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）において次に掲げる地域に在勤する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して支給する。

- 一 秋田県
- 二 前号に掲げる地域以外の地域のうち寒冷及び積雪の度を考慮して同号に掲げる地域との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める地域

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分		世帯主である職員		その他の職員
世帯等の区分		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
秋田県	員	一九、八〇〇円	員	一六、二〇〇円
前項第二号に掲げる地域	二九、四〇〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額	員	員	一六、二〇〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額

3 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）
第二十五条の二 第六条第三項から第十項まで、第七条、第十四条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二、第十七条の三、第二十四条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（週休日及び勤務時間の割振り）
第二十八条の二 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、市町村の教育委員会は、育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 略

の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができ。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

（週休日の振替等）

第二十八条の四 市町村の教育委員会は、職員に第二十八条の第二項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、第二十八条の第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第二十八条の第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第二十八条の五 略

2 市町村の教育委員会は、次に掲げる場合には、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- 一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
- 二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
- 三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であること。

別表第五（第二十四条関係）

秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。）
能代市（二ツ井町の区域に限る。）
横手市
大館市
湯沢市
鹿角市
由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。）
湯上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。）
大仙市
北秋田市
仙北市
鹿角郡
北秋田郡
山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町
南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町
仙北郡
雄勝郡

備考 この表に掲げる市町村及び郡の名称は、令和六年四月一日における名称（括弧内の区域の名称は、平成十六年四月一日における名称とする。）とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

（週休日の振替等）

第二十八条の四 市町村の教育委員会は、職員に第二十八条の第二項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、第二十八条の第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第二十八条の五 略

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の必要がある場合において、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより、一斉に与えないことができる。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
附則 1～7 略 8 給与条例第六条第三項、第四項、第六項及び第八項から第十項まで、第七條、並びに第十四條 並びに改正後の条例第六条第五項及び第七項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 略	附則 1～7 略 8 給与条例第六条第三項、第四項、第六項及び第八項から第十項まで、第七條、第十四條、第十五條、第十五條の三、第十七條の二、第十七條の三並びに第二十四條並びに改正後の条例第六条第五項及び第七項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 9 略

職員の育児休業等に関する条例の一部改正（附則第十二項による改正）

新

旧

（育児短時間勤務職員の勤務の形態）

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第三條第三項又は市町村立学校職員給与条例第二十八條の二第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会規則又は教育委員会規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三日間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、週休日以外の日において一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則又は教育委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 略

（任期付短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の特例）

第二十三条 任期付短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる市町村立学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第二十五条の一	第六條第三項から第十項まで、第七條、第十四條	第十四條、第十五條の三、第十六條の二、第十七條の二、第二十四條

（育児短時間勤務職員の勤務の形態）

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第三條第三項又は市町村立学校職員給与条例第二十八條の二第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会規則又は教育委員会規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三日間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、週休日以外の日において一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則又は教育委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 略

（任期付短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の特例）

第二十三条 任期付短時間勤務職員についての市町村立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる市町村立学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第二十五条の一	第六條第三項から第十項まで、第七條、第十四條	第十四條
第十五條の三	第十五條の三、第十六條の二	

一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正（附則第十三項による改正）

新	旧
（特定業務等従事任期付職員の給与条例等の適用除外） 第十条 給与条例第五条第三項から第十項まで及び第五条の二、市町村立学校職員給与条例第六条第三項から第十項まで及び第七条並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第八条の規定は、特定業務等従事任期付職員には、適用しない。 2 前項に規定するもののほか、給与条例第九条の二、第十条、第十一条の三、第十一条の四、第十二条の二、第十三条の二、第十三条の三及び第二十三条、市町村立学校職員給与条例第十四条、第十五条の三、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三、第二十四条及び第二十五条並びに市町村立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十二号）の規定は、第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。	（特定業務等従事任期付職員の給与条例等の適用除外） 第十条 給与条例第五条第三項から第十項まで及び第五条の二、市町村立学校職員給与条例第六条第三項から第十項まで及び第七条並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第八条の規定は、特定業務等従事任期付職員には、適用しない。 2 前項に規定するもののほか、給与条例第九条の二、第十条、第十一条の三、第十一条の四、第十二条の二、第十三条の二、第十三条の三及び第二十三条、市町村立学校職員給与条例第十四条、第十五条、第十五条の三、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三、第二十四条及び第二十五条並びに市町村立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十二号）の規定は、第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

わか杉っ子！育ちと学び支援事業

幼保推進課

1 目的

乳幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質の向上を図るため、市町村における幼児教育推進体制の構築・充実に向けた取組と「幼保小の架け橋プログラム」の実施を支援する。

2 概要

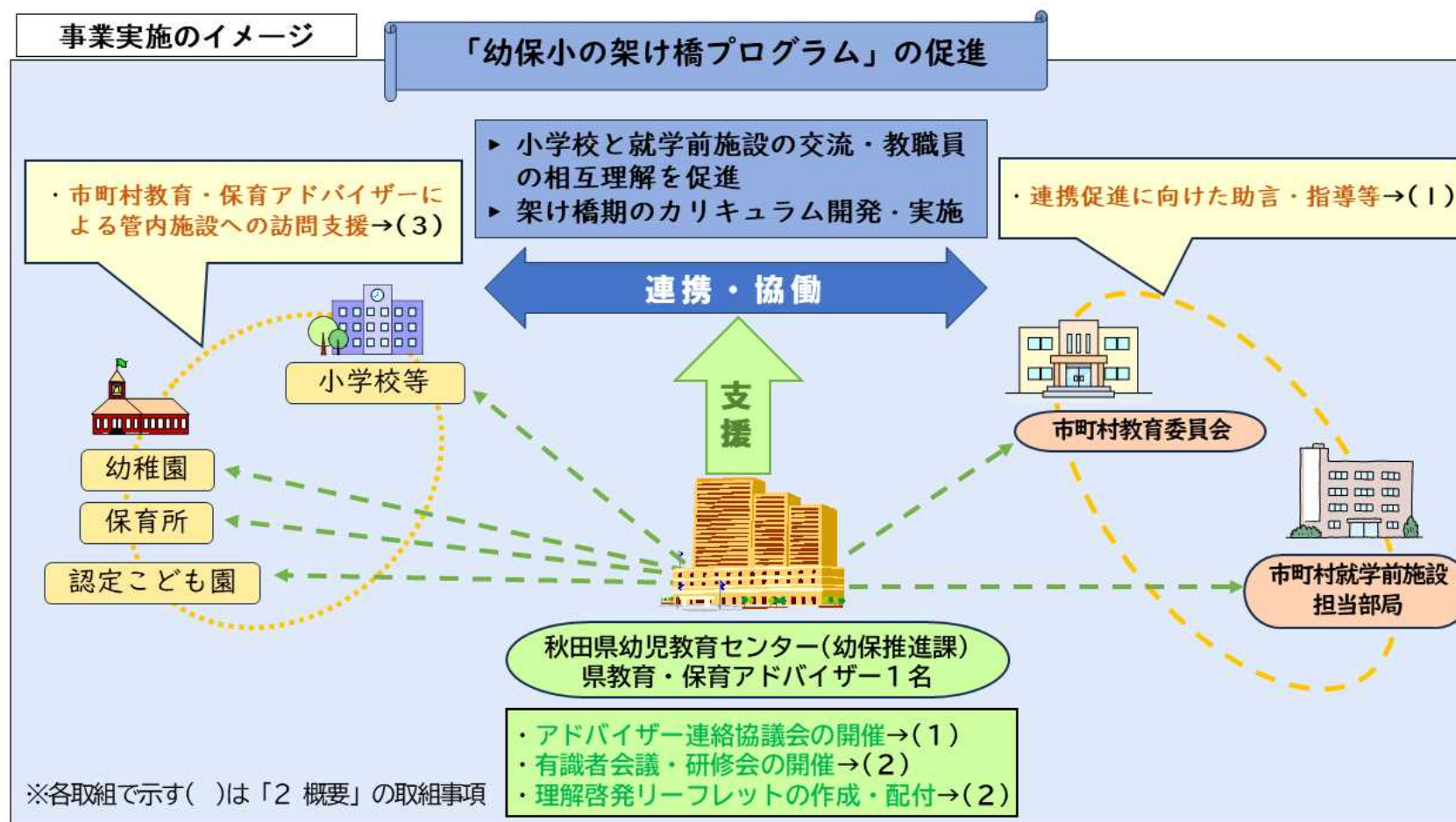
- (1) 市町村における幼児教育推進体制の構築・充実への支援 3, 6 8 3 千円
- ・ 県教育・保育アドバイザーの配置 1 名
 - ・ アドバイザー連絡協議会の開催 5 回
 - ・ 市町村の就学前施設担当部局と教育委員会との連携促進に向けた助言・指導等
- (2) 「幼保小の架け橋プログラム」実施への支援 5 5 2 千円
- ・ 「幼保小の架け橋プログラム」の推進に向けた有識者会議の開催 2 回
 - ・ 幼保小連携の推進に向けた研修会の開催 2 回
 - ・ 理解啓発リーフレットの作成・配付 1 0, 0 0 0 部
- (3) 教育・保育アドバイザー配置市町村への助成 2 1, 7 3 4 千円
- アドバイザーを配置する 1 0 市村を対象に、その配置や活動等に要する経費に対して助成する。
- ・ 補 助 先：能代市、横手市、大館市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、東成瀬村
 - ・ 補助対象：アドバイザーの人件費、旅費等
 - ・ 補 助 率：1 / 2 (国 1 0 / 1 0)

3 予算額

25,969千円（国23,851千円 諸18千円 〇2,100千円）

国：教育支援体制整備事業費交付金

内訳	・報酬、共済費、職員手当等	3,249千円
	・報償費、旅費、需用費等	986千円
	・補助金	21,734千円



生徒指導総合支援事業

義務教育課

1 目的

児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、問題行動等の課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、学校・家庭・地域社会等の連携に基づいた教育相談体制の充実により、不登校児童生徒の支援やいじめ、暴力行為等の問題行動の改善を図る。

2 概要

(1) スクールカウンセラー等配置事業

58,172千円

学校等にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者からの多様な教育相談に対応する。

○中学校スクールカウンセラーの配置（実人数43人）

全ての公立中学校に配置し、各中学校での教育相談に対応

○広域カウンセラーの配置（実人数50人）

教育事務所（3箇所）に配置し、公立小学校等の教育相談に対応

○緊急カウンセラーの配置（実人数49人）

義務教育課に配置し、公立小・中学校及び県立学校における死亡事故などの突発的な事案に対応

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業【拡充】

30,506千円

スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等の有資格者と教職員経験者の2名）を各教育事務所等に配置し、学校だけでは解決が難しい問題に対して、関係機関との連携を促進するなどして支援を行う。

○配置箇所 広域拠点：総合教育センター、秋田明德館高等学校

地域拠点：教育事務所（北、中央、南）

教育事務所出張所（山本、由利、仙北）

（計8箇所、16人配置）

※南教育事務所仙北出張所に2名を新たに配置

(3) SNS・電話相談事業

627千円

中学生を対象として、夏休みが終了する時期にLINEによる悩み相談を実施する。
また、児童生徒や保護者等の不安や悩み等の解消を図るため、フリーダイヤルの相談電話を設置する。

○SNS相談の実施 夏休みが終了する時期に実施

○相談電話「すこやか電話」等の設置

・相談種別 教育相談 : 「すこやか電話」

いじめ相談 : いじめ緊急ホットライン

・受付時間 平日8:30～17:00

(時間外は中央児童相談所の「24時間・365日相談」を案内)

・設置場所 総合教育センター、3教育事務所(計4箇所)

3 予算額

89,305千円 (国 29,042千円 国 60,263千円)

国 : 教育支援体制整備事業費補助金

内訳	・報酬	81,083千円
	・共済費	314千円
	・報償費	128千円
	・旅費	7,281千円
	・役務費	367千円
	・委託料	132千円

学校支援スタッフ配置事業

義務教育課

1 目的

教員の負担を軽減し、児童生徒に向き合う時間を確保するため、学校サポーターを配置するとともに、多様な学びを支える指導体制の充実を図り、不登校児童生徒の生活や学びの場を保障するため、児童生徒の学びを支える支援スタッフを配置する市町村を支援する。

2 概要

(1) 学校サポーター配置事業【拡充】

119,340千円

教員の負担軽減を図り、教員が教員でなければ担うことのできない業務に注力できるようにするために、学校サポーターを配置する。

- ・実施主体：県（負担割合 国1／3、県2／3）
- ・職務内容：掲示物の作成や教室環境の整備、授業で使用する印刷物や物品の準備、調査物の集計、行事・式典の準備補助、休み時間の見守り、来客・電話対応等
- ・配置基準：中規模以上の小・中学校及び義務教育学校並びに時間外在校等時間が多い小規模の小・中学校及び義務教育学校
- ・配置数：117校・114名 配置予定

(2) 児童生徒の学びを支える支援スタッフ配置事業【拡充】

20,620千円

教室に入りづらさを感じている児童生徒が安心して過ごすことができる場を確保しつつ、多様な学びを保障する支援スタッフの配置に必要な経費を補助する。

- ・実施主体：市町村（負担割合 国1／3、県1／3、市町村1／3）
- ・職務内容：教室に入りづらさを感じている児童生徒の校内教育支援センター等における学習支援やオンライン授業に係る準備、学級担任等との連絡調整等
- ・配置基準：不登校児童生徒数が一定数以上の小・中学校及び義務教育学校
- ・配置数：22校・22名 配置予定（13市町村）

3 予算額

139,960千円 (国47,267千円 - 92,693千円)

国：教育支援体制整備事業費補助金

内訳	・報酬	84,853千円
	・職員手当等	26,023千円
	・共済費	712千円
	・旅費	7,752千円
	・負担金補助及び交付金	20,620千円

公立学校情報機器整備事業

義務教育課

1 目的

G I G Aスクール構想を推進し、公立小中学校等における情報通信技術を活用した教育の充実を図るため、市町村が行う学校における情報通信機器の整備に対し助成する。

2 概要

令和2年度から3年度にかけて市町村において集中的に整備してきた学習者用端末の経年劣化に伴い、令和10年度までに学習者用端末を更新する市町村を支援する。

- ・補助対象：学習者用端末の整備にかかる経費の一部
- ・補助率：2／3
- ・補助基準額：学習者用端末1台当たり55千円
- ・補助件数：15件（大館市、北秋田市、上小阿仁村、三種町、秋田市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、由利本荘市、大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、東成瀬村）
- ・整備台数：50,309台

3 予算額

1,844,657千円（㊦1,844,657千円） ㊦：秋田県公立学校情報機器整備臨時対策基金
内訳 ・補助金 1,844,657千円

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案【議案第99号】

義務教育課

1 改正理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）の施行に伴い、秋田県教育職員免許状再授与審査会を設置するため、委員の報酬額及び旅費額を定める必要がある。

2 改正内容

秋田県教育職員免許状再授与審査会の委員について、報酬額と旅費額を次のとおりとする。

区分	報酬額	旅費額
教育職員免許状再授与審査会の委員	日額10,000円	行政職給料表による9級の職務にある者の現に受けるべき旅費相当額

3 施行期日

令和7年4月1日

参考 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の概要

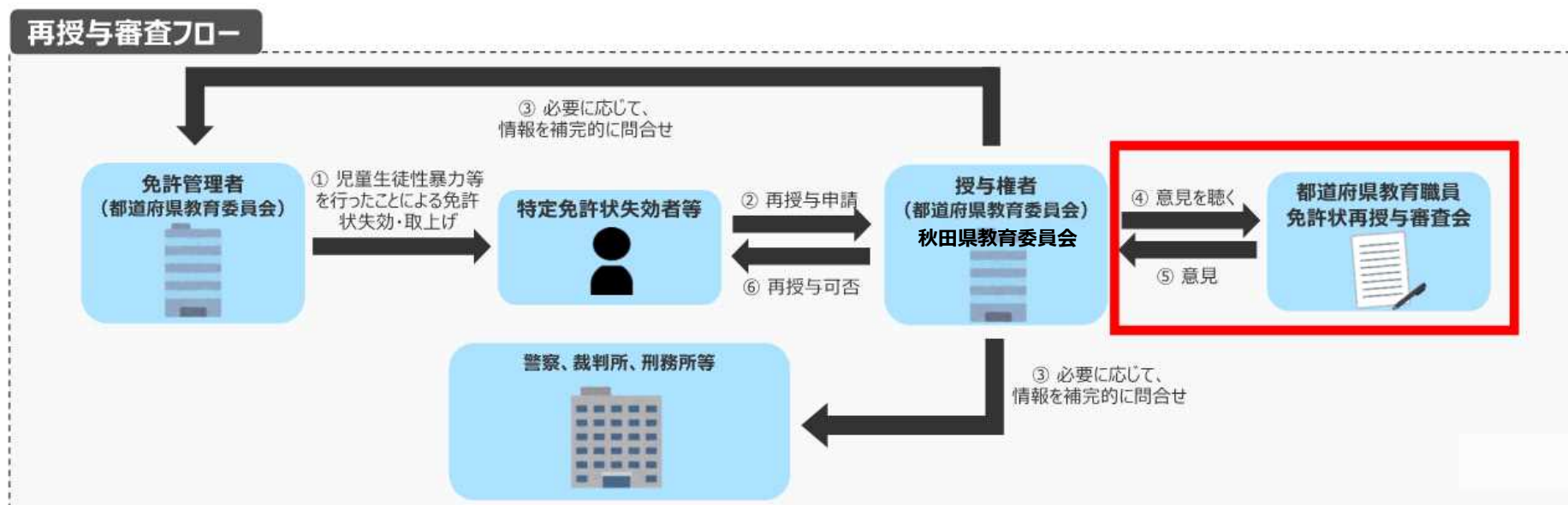
(1) 主な規定

教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反とされたほか、免許状の再授与等について規定され、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。

(2) 免許状の再授与

特定免許状失効者等に再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、秋田県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、原則として、出席委員の全会一致をもって議決を行う。



[illegible]

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案【議案第100号】

高校教育課

1 改正理由

児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

公立小学校等の職員定数を次のとおりとする。（第1条～第3条関係）

区分			職員定数（単位：人）		
			改正前	改正後	増 減
公立の小学校、中学校及び義務 教育学校		校長及び教員	4,620	4,496	△124
		養護教員	292	285	△7
		栄養教諭及び学校栄養職員	92	92	0
		事務職員	293	289	△4
県立高等学校	全日制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	1,831	1,798	△33
		その他の職員	57	57	0
	定時制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	122	122	0
		その他の職員	7	7	0
	通信制課程	教員及び事務職員	15	17	2
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校		校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	1,006	998	△8
		その他の職員	76	76	0
計			8,412	8,238	△174

3 施行期日

令和7年4月1日

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。 一 校長及び教員 四、四九六人 二 養護教員 二八五人 三 略 四 事務職員 二八九人 第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。 一 全日制課程 (一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、七九八人 (二) 略 三 通信制課程 (一) 教員及び事務職員 一七人 (二) 略 第三条 県立特別支援学校の職員定数は、次のとおりとする。 一 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員 九九八人 二 略	第一条 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の職員定数は、次のとおりとする。 一 校長及び教員 四、六二〇人 二 養護教員 二九二人 三 略 四 事務職員 二九三人 第二条 県立高等学校の職員定数は、次のとおりとする。 一 全日制課程 (一) 校長、教員、実習助手及び事務職員 一、八三二人 (二) 略 三 通信制課程 (一) 教員及び事務職員 一五人 (二) 略 第三条 県立特別支援学校の職員定数は、次のとおりとする。 一 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員 一、〇〇六人 二 略

全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業

全国高等学校総合文化祭推進室

1 目的

令和8年度に秋田県で開催する第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）の円滑な実施に向け、大会運営に携わる生徒や関係職員の意欲を喚起し、大会運営体制の強化を図る。

2 概要

- (1) 実行委員会事務局の運営 26, 820千円
 - ・実行委員会、生徒実行委員会（県内高校生・最大90名）等諸会議の開催
 - ・部門担当教員の授業代替非常勤講師の配置
- (2) 先催県大会への参加 17, 512千円
 - ・第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）
[会期] 令和7年7月26日（日）から6日間 参加予定人数140名
- (3) プレ大会等開催準備 51, 512千円
 - ・開会行事：[会期] 令和7年10月11日（土）1日間
[場所] 総合開会式（秋田市・あきた芸術劇場ミルハス）
パレード（秋田市・広小路）
 - ・部門大会（22部門）開催及びスキルアップに対する補助
- (4) 大会PR活動 9, 063千円
 - ・PRイベント（200日前イベント、カウントダウンボード設置等）の実施
 - ・広報グッズの製作
- (5) 国際交流の実施 4, 400千円
 - ・招へい国と秋田県の高学校生徒との文化交流
[招へい国] 大韓民国（高校生15名程度）
 - ・国際交流イベント（歓迎レセプション、県内高校生と交流会、国際交流コンサート等）実施



ぎふ総文2024 プレ大会総合開会式



かがわ総文2025 プレ大会パレード

3 予算額

109,307千円
(⊖109,307千円)

(1) 実行委員会事務局の運営	26,820千円
内 訳	・報酬、報償費 18,924千円 ・旅費、需用費 6,921千円 ・役務費、使用料等 975千円
(2) 先催県大会への参加	17,512千円
内 訳	・旅費 17,394千円 ・役務費、使用料等 118千円
(3) プレ大会等開催準備	51,512千円
内 訳	・報償費、旅費 5,241千円 ・需用費、役務費 1,324千円 ・委託料、使用料等 24,503千円 ・補助金 20,444千円
(4) 大会PR活動	9,063千円
内 訳	・旅費、需用費、役務費 7,172千円 ・委託料、使用料等 1,891千円
(5) 国際交流の実施	4,400千円
内 訳	・報償費、旅費、需用費 2,584千円 ・委託料、使用料等 1,816千円

「あきた総文2026」プレ大会 部門大会日程

	部 門	開催地		開催予定日
		開催市	会場	
1	演劇	大館市	ほくしか鹿鳴ホール	令和7年11月13日(木) ～16日(日)
2	合唱	大仙市	大曲市民会館	令和7年10月19日(日)
3	吹奏楽	秋田市	あきた芸術劇場ミルハス	令和7年12月24日(水)
4	器楽・管弦楽	秋田市	あきた芸術劇場ミルハス	令和7年12月7日(日)
5	日本音楽	由利本荘市	文化交流館カダーレ	令和7年11月22日(土)
6	吟詠剣詩舞	湯沢市	湯沢文化会館	令和7年10月25日(土)
7	郷土芸能	湯沢市	湯沢文化会館	令和7年11月23日(日)
8	マーチングバンド ・バトントワリング	秋田市	県立武道館	令和7年11月15日(土)
9	美術・工芸	秋田市	アトリオン	令和7年11月7日(金) ～10日(月)
10	書道	秋田市	アトリオン	令和7年11月14日(金) ～17日(月)
11	写真	秋田市	にぎわい交流館AU、 アトリオン、県立美術館	令和7年11月20日(木) ～24日(月)
12	放送	大仙市	大曲市民会館	令和8年2月7日(土) ～8日(日)
13	囲碁	由利本荘市	ナイスアリーナ	令和7年11月14日(金) ～15日(土)
14	将棋	由利本荘市	ナイスアリーナ	令和7年11月8日(土)
15	弁論	能代市	能代市文化会館	令和7年11月15日(土)
16	小倉百人一首 かるた	大館市	タクミアリーナ	令和7年12月13日(土) ～14日(日)
17	新聞	湯上市	市民センターかたりあん	令和7年11月20日(木) ～21日(金)
18	文芸	秋田市	アトリオン	令和7年10月16日(木) ～17日(金)
19	自然科学	秋田市	さきがけホール、 あきたJAビル	令和7年11月24日(月)
20	茶華道	秋田市	秋田市文化創造館	令和7年10月11日(土)
21	情報	秋田市	秋田市文化創造館	令和7年9月19日(金)
22	特別支援学校	秋田市	秋田市文化創造館	令和7年8月1日(金) ～2日(土)

(新) 旧奈良家住宅保存修理事業

生涯学習課

1 目的

県が所有する重要文化財「旧奈良家住宅」を適切に維持管理するため、耐震診断を実施し、必要な構造補強や建物の保存修理を行う。

2 概要

耐震診断を実施し、必要な構造補強案を策定する。

- ・対象施設 旧奈良家住宅（秋田市）
- ・事業内容 構造調査・診断、地盤調査、構造補強案等の策定
- ・実施期間 令和7年6月から令和9年3月まで



旧奈良家住宅

3 事業費

24,740千円（国12,369千円 県12,371千円）

国：国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

(1) 令和7年度事業

予算額 14,885千円（国7,442千円 県7,443千円）

内訳 ・委託料 14,685千円 ・事務費 200千円

(2) 債務負担行為

設定期間 令和8年度

限度額 9,855千円（国4,927千円 県4,928千円）

内訳 ・委託料 9,515千円 ・事務費 340千円

4 工程表

年度	令和7年度												令和8年度											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内 容				構造調査						構造診断			構造補強案・報告書策定											
				地盤調査																				